あま市暴力団排除条例（案）についての意見募集時からの変更点

○変更要点

第８条第２項の次に新たに項を加え、市長等が公の施設の許可の取消し又は利用の中止を命じた場合の、納付された使用料又は利用料金の還付について規定しました。

変更前

（公の施設の利用における措置）

第８条　市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下この条において「市長等」という。）は、公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができる。

２　市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。この場合において、当該許可の取消し又は利用の中止に伴い生ずる損害については、市長等はその責めを負わない。

３　前２項の規定は、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例に暴力団の排除に関する特段の定めがある場合には、適用しない。

変更後

（公の施設の利用における措置）

第８条　市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下この条において「市長等」という。）は、公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができる。

２　市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。この場合において、当該許可の取消し又は利用の中止に伴い生ずる損害については、市長等はその責めを負わない。

３　前項の規定により、市長等が当該許可の取消し又は利用の中止を命じた場合において、納付された使用料又は利用料金は還付しない。ただし、市長等が利用の許可の申請をした者に責めがないと認めるときは、還付することができる。

４　第１項及び第２項の規定は、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例に暴力団の排除に関する特段の定めがある場合には、適用しない。